

○財務省告示第七十四号

関税法施行令第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件（平成二十一年二月財務省告示第三十二号）の一部を次のように改正し、令和三年七月一日から適用する。

令和三年七月一日

財務大臣 麻生 太郎

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| 関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき、 | 関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき、 |

財務大臣が指定する税関官署は、次の各号に掲げる税関官署とし、平成二十一年二月十六日から適用する。

なお、関税法施行令（昭和二十九年政令第五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件（昭和六十年四月大蔵省告示第五十六号）は、平成二十一年二月十五日限り、廃止する。

〔一〜三 略〕

四 函館税関釜石税関支署

〔五〜二十四 略〕

二十五 神戸税関岡山空港税関支署

二十六 神戸税関広島空港税関支署

財務大臣が指定する税関官署は、次の各号に掲げる税関官署とし、平成二十一年二月十六日から適用する。

なお、関税法施行令（昭和二十九年政令第五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件（昭和六十年四月大蔵省告示第五十六号）は、平成二十一年二月十五日限り、廃止する。

〔一〜三 同上〕

四 函館税関大船渡税関支署釜石出張所

〔五〜二十四 同上〕

所

二十五 神戸税関宇野税関支署岡山空港出張

二十六 神戸税関広島税関支署広島空港出張

| | | | | | |
|--|-----|--------------|---|-----|-------------------|
| 備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は | 二十七 | 神戸税関高松空港税関支署 | 所 | 二十七 | 神戸税関坂出税関支署高松空港出張所 |
| | 二十八 | 門司税関北九州空港出張所 | | 二十八 | 〔号を加える。〕 |
| | 二十九 | 〔略〕 | | 二十九 | 〔同上〕 |
| | 三十 | 〔略〕 | | 三十 | 〔同上〕 |
| | 三十一 | 〔略〕 | | 三十一 | 〔同上〕 |
| | 三十二 | 〔略〕 | | 三十二 | 〔同上〕 |
| | 三十三 | 〔略〕 | | 三十三 | 〔同上〕 |
| | 三十四 | 〔略〕 | | 三十四 | 〔同上〕 |
| | 三十五 | 〔略〕 | | 三十五 | 〔同上〕 |
| | 三十六 | 〔略〕 | | 三十六 | 〔同上〕 |
| | 三十七 | 〔略〕 | | 三十七 | 〔同上〕 |
| | 三十八 | 〔略〕 | | 三十八 | 〔同上〕 |
| | 三十九 | 〔略〕 | | 三十九 | 〔同上〕 |
| | | | | | |

注記である。